

令和5年度 安全衛生推進者養成講習

労働安全衛生法において、中小規模事業場の安全衛生管理体制の明確化を図るため、下記の事業場においては、「安全衛生推進者」の選任が義務付けられています。

なお、下記以外の業種で常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては「衛生推進者」の選任が義務付けられていますが、健康管理体制のみならず、安全管理体制の充実のため、当該「安全衛生推進者養成講習」の受講をお勧めいたします。

【安全衛生推進者を選任すべき事業場】

次に掲げる業種で常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場

- (1) 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業
- (2) 製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸・小売業
家具・建具・じゆう器等卸・小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

- 1 実施日・場所 ① 実施日 申込書のとおり
② 場 所 当協会 講習会場(佐賀県小城市三日月町堀江1721 電話 0952-37-8277)
- 2 定 員 50名 (定員になり次第締め切ります。)
- 3 講習科目の受講の一部免除者
① 安全管理者の有資格者
② 衛生管理者の有資格者
- 4 講習科目・講習時間・受講料

講 習 科 目	講習時間	3講習科目の受講の一部免除者			時間	日程
		免除なし	①	②		
① 安全管理	2	○	×	○	9:00	1 日 目
② 関係法令	2	○	○	○	〃	
③ 作業環境管理及び作業管理	2	○	○	×	〃	
④ 健康の保持増進対策	1	○	○	×	17:10	
⑤ 危険性又は有害性の調査の方法、結果に基づき講ずる措置等(リスクアセスメント等)	2	○	×	×	9:00	2 日 目
⑥ 安全衛生教育	1	○	×	×	12:10	
受講料	会 員(テキスト・資料代金0円・受講代金のみ)	12,650円	9,570円	8,250円	※金額は税込	
	一 般(テキスト等代1,430円含む)	14,080円	11,000円	9,680円		

講習科目の入替えにより、時刻が変動する場合があります。

5 申込方法

次頁の「申込書」に、所定事項を記入し、下記6の注意事項を参照のうえ、次の方法によりお申し込み下さい。

【申込に必要なもの】

- ① 申込書兼受講票 ② 受講料
- ③ 本人確認書類 (自動車運転免許証など)の写し [詳細は「申込書兼受講票」に記載されています。]

- (1) 持参の場合は、当協会窓口に「申込に必要なもの」一式を持参してください。
- (2) 郵送の場合は、現金書留封筒に「申込に必要なもの」一式を同封し、下記あて郵送してください。
〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地 (一社)佐賀県労働基準協会
- (3) 振込の場合は、「申込に必要なもの」(②以外)一式をFAXかメールで送付した後、次の口座に振り込んでください。
(FAX、メールで本人確認書類の写りが悪い場合、後日の郵送をお願いする場合があります。)

振込口座	佐賀銀行 水ヶ江支店 普通 1026652 (社)佐賀県労働基準協会
------	------------------------------------

当協会ホームページの [ネットから講習申込](#) から、申込書を送付出来ます。 [佐賀県労働基準協会](#) [検索](#)

FAX 0952-37-8278

Email kosyusakikyo@lib.bbiq.jp



6 注意事項

- (1) 入金確認後の受付となり、先にFAX等で申込書を送付いただいた場合は仮受付となります。
- (2) 受付後に、いただいた申込書に受講番号を付し受講票とし、地図・用意する物等の注意事項とともにお送りします。
- (3) 当日の申し込みは受理いたしません。
- (4) テキストは初日に配布します。